

京都市告示第534号

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、次のとおり、指定放課後等デイサービス事業者の指定を取り消します。

令和3年1月25日

京都市長 門川 大作

事業者の名称	事業所の名称 事業所番号	事業所の所在地	サービス種別	取消年月日
株式会社 トゥルー・セル フ	放課後等デイ サービス なちゅらるは うす 2650900455	京都市伏見区南新地 4-4 ブランドー ル0&A1階	児童発達支援 放課後等デイサ ービス	令和3年 4月1日

(子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室)

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)